

令和5年度 第5回松戸市成年後見制度利用促進協議会

日時：令和6年3月19日（火） 午後1時30分～

場所：松戸市役所 新館7階 大会議室

○出席委員

萩原委員（会長） 佐藤委員 四ノ宮委員 蒲田委員
岩崎委員 児玉委員 山谷氏（鷺田委員代理）

○オブザーバー

千葉家庭裁判所松戸支部（1名）

○事務局出席者

地域包括ケア推進課
障害福祉課

【1 開会】

○事務局

『令和5年度 第5回松戸市成年後見制度利用促進協議会』を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本協議会は、松戸市情報公開条例第32条に基づき、公開を原則としております。議事録につきましては、発言内容を要約の上、行政資料センター及び松戸市公式ホームページで公開いたしますことをご承知おきください。なお、会議の内容は議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

本日、藤井委員より欠席のご連絡が入っております。また、松戸市成年後見制度利用促進協議会設置要綱第7条第2項の、「委員が出席できないときは、当該委員の指名する代理の者が出席することができる」との規定に基づき、介護支援専門員協議会の鷺田委員に代わり、山谷様にご出席いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、このあとの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

【2 傍聴者の報告】

【3 議題1 令和5年度 成年後見制度利用促進にかかる取り組みについて】

○会長

それでは議事に入りたいと思います。議題（1）「令和5年度 成年後見制度利用促進にかかる取り組みについて」です。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

はい、それでは説明させていただきます。

まず資料1の説明に入ります前に、参考資料1と2についてご説明をさせていただければと思います。先に参考資料1、「令和5年度 成年後見制度地域巡回講演会・個別相談会 実施報告について」と書かれたものをご用意ください。

スライドの上部ですが、こちらは今年度から開始した講演会及び個別相談会の内容となります。15会場にて、講演会は計144名、個別相談会は計31名の方にご参加いただきました。テーマを9つ設定し、うち6つは2回ずつ実施してまいりました。

スライド下部に移ります。こちらはアンケート結果となります。回収率は91%となっております、割合といたしましては女性が76%、男性が23%、年代は50歳代から70歳代で7割を占めております。講演会の参加の動機につきましては、「自分の将来のために、成年後見制度について知っておきたいから」という理由が多く、次いで「自分の身の回りに支援を必要としている人がいるから」ということになっております。講演会を知った媒体といたしましては、チラシと『広報まつど』が多数を占めておりました。

続きまして、裏面をご欄ください。上部は自由記載欄に記入されたご意見の一部を抜粋し、項目別にまとめたものとなります。まず内容につきましては、具体的な支援内容や後見人の選び方など、事例をいくつか取り上げてほしいというご意見を多数いただきました。ほかには、認知症になる前にやっておくこと、なってからできることを知りたいとのご意見も頂戴しております。

講演内容につきましては、後見人の職務に含まれないことなどが参考になったというご意見や、信託制度・成年後見制度・遺言制度との比較がわかりやすかったとのご意見もいただいております。一方で、信託制度は難しく感じたとのご意見もございました。

今後についての要望といたしましては、後見等が得意な弁護士の見分け方があれば知りたい、専門職に依頼した場合、何を基準に頼めばいいか教えてほしい等のご意見をいただきました。

希望するテーマにつきましては、今回取り上げたテーマ以外では、社会福祉協議会の支援について、相続や空き家対策についてなどが挙がりました。

会場や時間につきましては、1時間ではなんとなくしか理解できないため短いとのご意見や、いろんな支所や地域ごとにやってもらいたいとのご意見をいただきました。

これらのご意見をいただきまして、事務局側といたしましては、まだまだ本講演会の周知が足りていないことを痛感いたしました。また、成年後見制度の普及啓発を目的として行っておりますが、市民の皆様は周辺制度にも興味をお持ちであること、成年後見制度は選択肢のうちの1つであることから、本講演会でどのように後見制度を周知していくべきかという点も、1つの課題として明確

となりました。

なお、スライド下部には、当日の様子と講演会周知用のチラシを掲載しております。チラシは講演会5回ずつに分けて作成し、市内の公共施設や駅の広報ラックを中心に計1万3,000枚配布いたしました。

本講演会及び個別相談会は、令和6年度も引き続き開催していく予定ですので、三士会の先生方をはじめ、委員の皆様も引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、参考資料2をご覧ください。令和5年度 成年後見制度 支援者向け研修会についてご報告をいたします。研修の対象者は、地域包括支援センターや基幹相談支援センターの職員の方、ケアマネージャー、相談支援相談員の方など、一時相談窓口の支援者の方です。目的としましては、成年後見制度の支援者向け手引きの使い方を、一次相談窓口の支援者の方に知っていただくこと。そして、事例検討を通じて、支援者が市民から相談を受けた際に円滑な対応ができるようになり、成年後見制度の利用促進が図られることとしております。

今年度は1月19日に開催し、30名の方がご参加くださいました。当日は支援者向け成年後見制度活用に向けた手引きの解説を松戸市より行ったあと、本会議の会長でもあります、東葛総合法律事務所の萩原先生より、グループワーク、事例検討を進行していただきました。

アンケート結果をご覧ください。問1の「所属」についてですが、障害の事業所の方が4名、高齢者の事業所の方が19名、行政職員1名、その他のご所属の方が4名いらっしゃいました。問2の「感想」としましては、回答者のほぼすべての方がとても参考になった、一部参考になったとお答えくださっております。問3の「手引きを知っていたか」については、知らなかった方が14名、知っていたが活用したことはないというのが9名、活用したことがあるが5名でした。問4の「成年後見制度に関する相談を受ける頻度」については、月1回未満、年に数回程度が16名と、最も多い結果となりました。

いただいた感想をご紹介します。事例を通じて多職種で検討することができ、参考になった、事例を用いながらさまざまな話を聞くことができよかつたなど、事例検討が好評であったことがうかがえました。ほかに、ケアマネージャーになったばかりで今回の研修に参加したので難しかったが勉強になったなど、経験年数による違いがうかがえる感想もございました。

また、今後取り上げてほしいテーマとして、終活についての相談対応で気をつけるポイント、生活保護・金銭的問題を抱える方の支援、個人の事業所でやっておくべきこと、市民後見人などの具体的なことといったご意見をいただきました。

以上、令和5年度 成年後見制度支援者向け研修会の報告とさせていただきます。

○事務局

続きまして、お手元に資料1「令和5年度 第5回松戸市成年後見制度利用促進協議会資料」と書かれたものをご準備ください。1枚めくっていただきまして、2ページ目から順にご説明をさせ

ていただきます。

まず2ページ目なんですけれども、こちらは今年度本協議会で取り上げた議題をまとめたものとなります。次ページ以降は、各機能別に今年度の活動報告及び協議内容について記載しておりますが、各機能で重なる部分もあり、きっちり分けられていない部分もございますが、あらかじめご了承ください。

まず3ページですが、広報機能についてです。今年度の当初の目標といたしましては、後見業務の実態を伝え理解してもらい、成年後見制度の有効性を体感としてわかってもらい、支援者が制度の内容を理解したうえで、適切な窓口につなげるという3つを挙げておりました。この目標に向けて今年度は、市内15地区での講演会及び個別相談会の開催、一次相談窓口の職員向け研修会の開催、支援者向け成年後見制度活用に向けた手引きを改定し、研修会での周知やホームページへの掲載、ニーズ調査の結果分析を行いました。これらの活動を行う中で、講演会のテーマ設定や集客方法について、申し立て手続き支援機関のすみ分けや周知方法について、皆様からご意見を頂戴いたしました。

その結果といたしまして、成年後見制度という文言のみだと集客力に欠けるけれども、例えば「死後事務委任契約」などは、成年後見制度と違った場面になることから、誤解がないテーマ設定や周知が必要であること。また、一次相談機関で市民から相談を受ける者が、まずは正しく制度を理解する必要がある。その上で、制度の理解や利用を市民へ広げていく形が望ましい。また、相談の主訴に応じてどこの窓口につなぐべきか見極めるという部分も非常に重要である。

さらに、成年後見制度の概要や利用相談であれば、一時相談窓口で対応できるが、申し立てに係る書類作成等の具体的な手続きは非弁・非司行為であるため、次の窓口につなぐ必要がある。しかしながら、相談者側はその点を区別せずに相談に訪れることから、中核機関としてどのような姿勢で対応していくか、議論が必要であるというご意見をいただきました。

次に4ページに移ります。こちらにつきましては、相談機能について記載をしております。年度当初の目標といたしまして、相談窓口を広く周知すること、相談ケースを定期的に分析しニーズ等を検証すること、親族が申し立てを行う際の法的な支援の拡充の検討としており。今年度の活動といたしましては、相談窓口周知を目的としたチラシやポスターを公共施設や市内金融機関・医療機関等へ配布、前年度に引き続き「松戸市成年後見相談室」にて、市民や支援者からの相談に対応、一次相談窓口において生じる課題について調査を実施いたしました。

その結果といたしまして、申し立て手続きを行う際、相談者にとって費用面と書類作成の煩雑さの2つが大きなハードルであることがわかりました。費用面では、申し立てに関する費用と、書類作成を士業に依頼した際の報酬、後見人がついたあとにかかるランニングコスト（いわゆる報酬）を整理して説明する必要があること。また、申し立てにかかる書類作成は士業に依頼せず、自分でもできるものであることを相談者へ丁寧にお伝えすることが、支援者としてやるべき第一段階なのではないかというご助言をいただきました。

次に書類作成の煩雑さに関しましては、裁判所のほうで作成している「申立の手引」に書類の書き方が丁寧に記載されているため、ハードルを下げるためにも「申立の手引」を見せて説明するこ

とも方法の一つであることをご助言いただきました。

今後に向けてですが、多くの一次相談窓口がございますが、相談窓口の周知とともに、窓口職員の力量を育てていく必要があること。銀行や医療機関など、日ごろから多くの市民にかかわっている窓口の方々に対して、市民を一次相談窓口へつなぐ目安やつなぎ方について、チェック項目や例があると早期発見にもつながることから、指標の作成を検討することを挙げさせていただきました。

次の5ページですが、上部に「松戸市成年後見相談室」で受け付けた、新規相談件数を記載しております。令和6年1月末時点で、高齢者は170件、障害者は45件、計215件となっております。その下は今年度作成及び配布したポスター及びチラシの見本となっております。3番のポスターにつきましては計1,000枚、チラシにつきましては計1万枚、市内公共施設や高齢者・障害者関係の施設や事業所、金融機関へ配布をいたしました。

次に6ページをごらんください。こちらは、利用促進機能 a) 受任者等の支援及び後見人支援機能の項目となります。年度当初の目的といたしましては、「成年後見人等が選任されたあと、後見人等がスムーズにチームの一員となること」、「後見人等の選任後、スムーズな支援ができる仕組みづくり」（本人を支える支援チームの形成）としており。

今年度の協議内容といたしましては、「今まで全くかかわりがなかった後見人等が支援チームに加入する際、後見人等の立場と支援者側の双方で疑問が生じていることがあり、その際に地域包括支援センター等が間に入り、スムーズに支援が開始できたケースもあるが、どのようにそのチームをつくっていくかは、かかわっているの方々によってまちまちであること」。「後見人等が選任された場合、通常のケースであれば後見人側から関係者に対して声掛けをしていくことが前提であること」。「しかしながら支援者側としては、本人に通知（審判書）が届いた場合に、こちらから後見人などにアクセスをしてよいのかと思う場面があるということ」を挙げていただきました。

また、「後見人の権限や事実行為に対する認識が、双方で異なる場面があるため、ある程度共通認識を持つことが重要になってくるのではないか」という御意見や、「支援者側として後見人等がどのような方向性で進んでいるのか、同じ見立てであるのかという部分が不安に感じることがあること」。「その場合、情報共有やケース会議の提案を考える場合もあるけれども、後見人等が専門職の場合は、連絡すること自体“敷居が高い”と感じてしまう」というご意見もいただきました。

これらのご意見を集約し、「支援者向け成年後見活用に向けた手引き」に、以下の3点を記載いたしました。1つ目といたしまして、後見人等が選任されたあと、支援者等が伝えるべき情報のポイント。2つ目といたしまして、後見人等の具体的な職務について。3つ目といたしまして、審判が下りたあと、後見人等が活動できるまでの流れとなります。これらを追記したものを「支援者向け成年貢献制度の活用に向けた手引き」の第3版といたしまして、地域の地域包括支援センターや基幹相談支援センター、居宅介護支援事業所等の関係機関、計203カ所に配布いたしました。広報機能の場面でもご報告いたしましたが、手引きは松戸市公式ホームページに掲載しておりまして、いつでもご利用いただける状態となっております。

次に7ページに移ります。利用促進機能 b) 担い手の育成・活動の促進につきまして、こちらは主に市民後見協力員の関係となります。年度当初の目標といたしましては、「市民後見協力員の活動

を周知すること」、「市民後見協力員の活動の場をふやすこと」、「将来的に市民後見人への移行を視野に入れた市民後見協力員のスキルアップ」としており、今年度の活動といたしましては、資料に記載のとおり、委託先である松戸市成年後見相談室にて「成年後見制度勉強会」を開催いたしました。午前中は、市民後見協力員向けのスキルアップを目的とした講座を開催し、26名の方にご参加いただきました。午後は対象者を広げて、制度の説明から申し立て手続き、事例検討を、会場とオンラインのハイブリット形式で行い、計20名の方にご参加いただきました。

なお、当日のアンケートを1部抜粋したものは資料に記載しておりますので、後ほどご確認ください。ただければと思います。

今年度は、協議会にて本機能について議論を行うに至らなかったのですが、引き続き市民後見協力員の周知や、活動の場をふやすことを検討してまいりたいと思います。

次に8ページに移ります。利用促進機能c)の日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行につきまして、年度当初の目標といたしましては、「成年後見制度へ移行が必要なケースや困難事例を検討する場をふやすこと」、「支援者とのスムーズな連携」としており、本年度は、主に市社会福祉協議会で実施しております、日常生活自立支援事業からの意向にスポットを当てて議論を行いました。その中で、「後見制度へ移行するタイミングの見極めが難しいこと」や、「ケース会議等で成年後見制度へ移行する方向性となっても、手続きを進めるのがだれかという主軸が決まらないうと移行までに時間を要すること」が、現場の課題として挙げられました。

その課題に対しまして、「社会福祉協議会の専門員をはじめ、本人の身近にいる支援者に成年後見制度の知識があれば、移行のタイミングを判断しやすくなるのではないか」、「その際、弁護士や司法書士が助言できる立場で介入し、一緒に検討していくことも有効な手段であること」をご提案いただきました。それに対しまして、社会福祉協議会様のほうからは、「外部の知識がある方にご助言いただくことは有効と思うけれども、日々かかわっている支援者から、現場での意見をいただきながら進んでいる部分もあるため、うまくかみ合いながら進めるかどうか懸念もある」というご意見も頂戴いたしました。

こちらに関しましては、今後さらなる議論が必要になるかと思いますが、その論点といたしましては、「ケース会議の場などに専門職が入って、申し立て支援が必要なケースに関してはそのまま支援には入れるという体制があれば、スムーズな移行につながる可能性があるため、今後、中核機関として、検討の場に専門職を派遣するのか、また別の形でかかわっていくのか」という部分になると思います。

次に下段の後見人支援機能につきまして、年度当初の目標といたしましては、「親族後見人のニーズを把握すること」としており、昨年度から松戸市成年後見相談室を親族後見人からの相談窓口として位置づけ、処置を行っているところでございますが、現時点でも相談はほとんどない状況であるため、今後、家庭裁判所でのチラシの配布状況や親族後見人から他の一次相談窓口への相談状況を確認し、引き続きニーズ把握に努めていく必要がございます。

最後に9ページ。その他となります。今年度、本市における公的支援の実施状況報告、地域ケア会議から見る成年後見制度に関する課題の共有を本協議会内で行いました。その中でのご意見とい

たしましては、「市長申立に時間がかかっているように感じる。類型でみると後見が大多数を占めており、申し立てを検討する時点で既に切羽詰まっている状況だと思われるので、もう少し短縮できる工夫が必要であること」。また、「申し立て支援を費用助成という形だけではなく、実際の手続き自体を中核機関でお手伝いする形も検討してほしい」ということ。

「申し立て費用助成について、依頼された専門職が費用を立て替えることがあれば、審判が下りた案件のみの助成の対象であり、申し立てたが審判に至らなかったケースなどは対象にならないため、専門職はリスクを抱えながら支援を行っていること」。また、「成年後見制度を活用したほうがいいと思うけれども、制度につながっていない方が地域の中に多くいるという現状を業務の中で感じており、それは財産に余裕がある方・ない方どちらにも制度につながらない理由があり、どのようにすればうまく制度につながられるのか一つの課題である」というご意見を頂戴いたしました。

また、地域で支援する中では、「支援者に成年後見制度の知識があったとしても、制度利用を勧めたり提案するタイミングは、信頼関係に影響することもあるためとても難しく、支援者の知識とタイミングを判断するスキルの重要性が必要であること」を、現場のご意見として頂戴いたしました。

いただいたご意見の中で、既に取り組みに反映しているものがございますので、この場でご報告いたします。まず、市長申立に関しましては、ご意見をいただいたとおり、時間を短縮する工夫が必要であったため、高齢者分野におきましては8月から課内の事務取扱方法に関して見直しを行いました。見直しによりまして、2～3週間は短縮される見込みですけれども、市長申立に関しましては2身等以内の親族の戸籍調査を行うため、戸籍調査に一番時間を要しているところでございます。これらの理由から、短縮する限度がございますけれども、今後も迅速に対応できるよう努めてまいります。

次に申し立て費用助成に関しましては、近隣市で実施している自治体がなく、実施していても申し立てにかかる実費のみの助成としている市区町村が大半を占めているような状況でございます。課題が生じていることはこちら側としても承知しておりますが、解決に向けた協議は、各市区町村の動向も注視しながら、次年度以降も引き続き進めてまいります。

最後に地域での課題といたしまして、成年後見制度活用に向けた支援はさまざまな場面で困難が生じやすく、チームで支援していくことが望ましく、支援者の経験の積み重ねも非常に重要になってくることから、より多くのケースに触れられる場の創出を検討してまいります。事務局からの説明は、以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

以上、説明がございましたけれども、質疑応答に入る前に、松戸市成年後見相談室を受託されています、しぐなるあいずの蒲田委員より、今の部分、相談機能の部分の相談ですとか利用促進機能のところの勉強会の開催状況について、何か補足等があればお願いいたします。

○委員

特に先ほどのような説明について補足することは、特にはございませんけれども。成年後見相談室のほうで、後見人支援機能の1つとして親族の後見、親族後見人からの相談ということなんですけれども、やはりまだまだ受けたばかりなので、どうしても宣伝が行き届いていないといえますか、知られていないということもあると思いますし…。特に法的な支援というところで、親族後見人の場合は相談があると思われまして。そうすると、どうしても、しくなるあいずに来るというか、この成年後見相談室にいらっしゃるというよりは、専門職のほうに行っているのが多いのではないかとこのように推測されるところでございます。

今のところは1～2件しかないということですので、これがどの程度…。もともと多くあるケースではない、相談があるとは思いませんけれども、1～2件からもう少し多く相談に、気楽に来ていただけるようになれば、少しは親族後見人の枠が広がっていくのではないかと、利用が広がっていくのではないかと。裁判所のほうも親族後見人を選びやすいということはあるのではないかとこのように今、考えているところでございます。

相談については、やはり行くことが、訪問がふえてきているようで、やはり今のところ、人数的に対応するのに相当苦労しているというのが、今の現状でございます。以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局からの報告と今の委員からの報告を含めまして、質疑応答のお時間を取りたいと思います。何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

今、報告いただいた中で、整理していただいたんですけど、いろいろ皆さんの意見いただきながら、いろんな取り組みができたかなあと…。まあ、整理されたかなあとこのように感じております。

手引きですね。支援者向けの手引きにつきましては、何版か改訂しておりますけれども、今回も意見をいただきながら、それをアップデートするというような改訂ができたのかなあと思っております。実際、これの使用状況については、研修会のところの報告・アンケートにもあったように、出席者の半分ぐらいの方はちょっと「手引きの存在自体を知らなかった」というアンケート結果になっちゃっているんですけど、実際この反響というか、活用状況等を伺えたらなあとこのように思っているんですけど…。例えば、研修会にも来ていただきましたけれど、社協の児玉委員のほうで、何かこの手引きについて活用状況とか反響とかあったら、何かお願いできますか。

○委員

支援者向けの研修会は、日常生活自立支援事業を担当している専門員複数名で参加させていただいたんですけども、当日参加した専門員の中で、手引きを知っている専門員と知らなかった専門員というのがいて、研修で使い方のほうがわかって、その後の相談でどれぐらい使われたかというものが——ごめんなさい、ほかの専門員間と相談というのはしていないんですけども。最初の、

新規の相談者の方で、初回の訪問のときとかに、「日常がいいのか、後見がいいのか」と悩むケースってというのは、研修後も何件か入ってきていて、そのときに一応手引きを持って行って活用するようになっています。

○会長

ありがとうございました。ぜひ使ってみていただいて、使いにくかった部分ですとか、あと、「ここでちょっと、この辺はどうなのかなあ」という点があれば、意見をお寄せいただければなと思っております。引き続きお願いいたします。

あともう1つ伺いたいんですけど。例えば、きょう代理で来ていただいている山谷様のほうで、聞いている範囲で結構なんですけれども、この手引きについての認知度というかその辺というのは…。使用状況とか、もしわかればお願いできますか。

○山谷氏

手引きについては、ケアマネ経験が長い方、成年後見制度の利用に繋げる必要がある方へ対応をした方は、この手引きの存在を知っているケアマネジャーもいると思います。存在を知らない方は地域包括支援センターへ相談し、相談員と一緒に動くことが多いと思います。現場の印象としては、ケアマネジャーがこの手引きを活用しているというのは、余り見受けられないと感じます。

○会長

ありがとうございました。今、包括の話がちょっと出たんですけども、例えば岩崎委員のあたりで、この包括の部分で結構この手引きの対象者として、1つのターゲットというかを想定してつくられていると思うんですけども、いかがでしょうかね。

○委員

はい。うちのほうでは職員も結構数がふえていますので、職員に配布して、一応確認というか、ポイント・ポイントで読み合わせというか、「こういった部分であれば、こういった形の制度があるので」ということはやっています。包括のほうも医療職であったり、主任ケアマネであったり、社福士と3職種ありますので、そういった部分で言うと非常に見やすくできているのかなあというところは感じております。

○会長

ありがとうございました。手引きについては、かなりこの協議会の中でも時間をかけてつくったものかと思しますので、ぜひ活用していただいて、意見とかを持ち寄っていただければなというふうに思っております。

手引きのほかにも、例えば地域巡回講演会は15回ですかね、開催したわけですけども、こちらのほうについてもちょっとご意見・ご感想を伺いたいなと思ってまして。実際に佐藤委員と四ノ

宮委員のほうにも講師を担当していただきましたけれども、実際にやってみていただいて、どういったようなニーズがあるかなあと感じたとか、そういったあたりの意見とか、体感で結構ですのでお話しいただきたいと思います。

○委員

講師と相談員も務めたその印象なんですけれども、やっぱり成年後見制度の広報の意味合いが…もちろん広報なので、広報の意味合いが強いかかなと思って。アンケートにも表われているとおり、現在もう困っているという方というよりは、成年後見制度にちょっと興味があるとか、将来的に自分も必要になるかもしれないという、今現在必要が生じている方ではない方が多いのかなという印象で…。相談内容も、今は必要ないんだけど、将来的にこうなったときにどうしたらいいのかなというのが多かった印象です。なので、まあ現在ある不安を解消する場というよりは、成年後見制度の…本当に制度の周知といった役割を果たしていると思います。

○委員

私の時は人数も余り多くなかったんですけれども…今、話がありましたけれども、周知の場として、このようなものがあるのはいいと思うんですが。個別相談も、さっきの話のように少し先を見てそういうものが必要になるんじゃないかぐらいな感じで、まだ具体的な「もうすぐ活用しなくちゃならない」とかという場面の人ではなかったなあと印象がありますので。まあ、でもそれも広報・周知の一環だと思えば、そういうこともあってもいいのかなというふうに思いました。

○会長

ありがとうございました。確かに、この参考資料1のほうの実施状況とかを拝見しても、結構人数にばらつきがあったりはして、それがテーマのせいというか、テーマに由来するものなのか、場所に由来するものなのか、それとも広報に由来するものなのかというところまで、ちょっとわからないんですけれども…。ただ、今の両委員の意見にもあったとおり、広報としての役割というのは、かなり強いものだなというふうには思われますので、引き続きこれを続けていくと…。これは1回やったから終わりというわけではなくて、継続していくということも浸透させていくという意味では重要かと思しますので、テーマ設定とか、開催場所とか、広報の仕方をアップデートしながら、引き続きやっていくのが今後もいいのかなあと個人的には思っております。

はい。その他何か、この議題1の部分について、ご意見とか質問とかありましたら受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

手引きの使い方なんですけれども、もちろんまだ手引きはようやく改善されて、ようやくこれで見ようかというようなところから出発しているところですので、そんなに使い方として浸透しているというわけではないなというのはわかります。ただ、やっぱり手引きは、せっかくここま

でつくって、工夫してつくられているものですので、包括支援センターだとか中核地域生活支援センターなどでは、相談員の方々が日常的に持って、それを持って相談に応じていくというような慣習と言いますか、くせをつけていくということは非常に重要なのではないだろうかと思うんですね。

やっぱりケースに応じて、「この人は、もしかすると後見制度が必要なんじゃないか」と思ったときに、初めてこの手引きを見るというようなことではなくて、やっぱり相談の最初の段階からこの手引きを活用しつつ相談に応じていく、具体的な内容、相談内容を聞いていくというような力をつけていただかないと、この手引きがやはり生きていかないというような気がいたします。

なので、現場の相談員の方々には、そういう意味での力量をつけていただくということが非常に重要になってくるのではないかというふうに思います。というのは、それをやることによって、ある程度の水準と言いますか、相談の力量がついていくのではないかと。これがまさに我々の、この協議会でのテーマとして非常に大きいのは、窓口の相談員の力量をつけるということが非常に重要なんだということを、我々がこの協議会をしてすごく実感しているところですので…。それをやるんだとしたら、まさにこの手引きを存分に活用していただきながら、力量をつけていただくというほうが早いのではないかという印象を持っております。

それから、この巡回講演会ですけれども、私、最初は「テーマとしてはもう少し工夫したほうがいいんじゃないか」という意見を以前に述べたことがあると思うんですけれども…。まあちょっと、テーマについては私もわかりませんが、いろんな人から耳にした限りでいくと、何かすごくよかったのではないかと。すごく重要な設定がされているんじゃないかというふうな意見を、私もちらちらと耳にしましたので。これは先ほど会長がおっしゃったように、継続的にきちんと、テーマを工夫しながらすけれども継続的にやっていただくということが、やはりこの協議会の大きな任務ではないかというふうに思います。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

手引きにつきましては、委員がおっしゃっていたように、日常生活的な相談かなと思う中でも、実は後見制度が必要な相談だったということが結構あったりする感覚もあるので。そういう中で、総括相談だから後見の手引きは置いておくじゃなくて、最初から後見の手引きを置いておくことで、もしかしたらここにつながるかもしれないという意識づけですかね。まあ、そういった部分があったから、力量をつけていただいて、後見制度の正しい理解というところにもつながっていくと思います。

そうするとやはり、この協議会の中でも議論してきましたけれども、専門職が後見を進めるというよりは、身近な相談者の相談支援の方が進めるといったほうが、本人も納得しやすいというか、安心して後見の申し立てとかに進めるという議論もありましたので、ぜひ活用していただければと思っております。

ほかに何かご意見とかございますでしょうか。

○委員

質問なんですけれども、先ほど市長申立の時間短縮ということが課題だということで、努力されているというご報告をいただきました。この中にも書いてありますように、戸籍調査に時間がかかるということが1つあると思うんですけれども…。最近、最寄りの市町村で本籍地の謄本が取れるというような形ができたというんですが、私はまだ利用したことがないんですけれども、その辺はどうか。これは一般の方が申し立てするときにも、やっぱり戸籍を集めるというのは結構大変な作業になりますので、ちょっとその辺の実態を教えていただければありがたいですが…。

○会長

事務局、お願いいたします。

○事務局

ご質問いただき、ありがとうございます。おっしゃるとおり、3月1日から広域で戸籍が取得できるようになりまして、松戸市においては公用請求も対象ということで、早速私どもも、今まで他市に出していた分の公用請求分を、松戸市の市民課のほうに提出する流れを、市民課とも協議した上で行なっておりますが…。

聞いたところによりますと、早速サーバーがダウンしたようで…。本来であれば、即日ではなかなか難しくても翌日にはできるというお話だったんですけれども、ちょっとそのサーバーの関係で、「1週間ぐらいお時間をいただきます」ってこと言われてしまっていて、なかなかまだそこで短縮というところは実感していないんですけれども…。ここの運用がうまくいけば、おっしゃるとおり、かなり戸籍調査も短縮されると私どもも見込んでおりますので、トータルとして申し立てまでに時間が短縮されることは予想しております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

そうしましたら議題の1はこのぐらいにしまして、議題の2のほうに進みたいと思います。「令和6年度 松戸市成年後見制度利用促進協議会について」です。事務局より説明をお願いいたします。

【3 議題2 令和6年度 松戸市成年後見制度利用促進協議会について】

○事務局

それでは同じ資料、資料1の10ページをご覧くださいと思います。こちらは令和6年度の、本協議会の開催日程となっております。令和6年度は年4回、今年度と同じ形で実施する予定となっております。なお、松戸市成年後見制度利用促進協議会設置要綱に基づきまして、委員の任期は2年であるため、原則として改選は行なわない予定となっております。なお、今まで13時半から開始していた会議なんですけれども、他の会議との関係から15時開始ということになりますので、よ

ろしくお願いいたします。

次に11ページの、各機能の目標と達成に向けた取り組み(案)をご覧ください。まず広報機能につきましては、支援者側も成年後見制度を正しく理解すること。権利擁護支援ニーズに気づいた際のつなぎ先の周知や、支援者向け手引きの活用率を上げること。これらの目標の達成に向けての取り組みを、右側に記載しております。今年度に引き続き、各圏域に出向き講演会及び個別相談会を開催することや、権利擁護支援が必要な場合のつなぎ先の明確化、様々な会議体での支援者向け手引きを紹介することを挙げております。

次に相談機能ですが、こちらに関しては申し立てまで切れ目のない支援を行うことや、一次相談窓口対応職員のスキルアップを新たに掲げております。先ほど、令和5年度の協議事項まとめの中でもご説明いたしましたが、成年後見制度の相談から申し立てまで、一つの機関で担うことが困難である場合がございます。その際に、どのようにしたら切れ目のない支援が可能となるか、中核機関としてどのように介入すべきか、慎重に議論する必要があると感じております。また、相談窓口の周知により、相談件数の増加も見込まれることから、今年度に引き続き、一次相談窓口の職員向け研修会も開催する予定でございます。

次に利用促進機能のa)受任者調整等の支援につきましては、関係者間において、本人にとって成年後見制度の申し立ての必要性や、制度利用後に必要となる支援の共有を行うことを目標としております。この目標に対しての取り組みといたしまして、支援者は相談を通じて情報収集を行うスキルを身につけることや、関係者がチームとなって意思決定支援の考え方を理解し実践できるような、研修会の開催についても検討してまいります。

次にb)担い手の育成と活動の促進につきまして、隔年で行っております市民後見協力員の養成講座の開催や、今年度に引き続き協力員の活動の場の創出を、目標及び取り組み案としております。

次にc)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行につきましては、スムーズな移行を実現するための体制を確立という目標に対しまして、移行がスムーズに進まないケースの分析や、ケース会議へ専門職の派遣を検討するという取り組み案としております。

最後に後見人支援機能ですが、今年度に引き続きまして親族後見人のニーズ把握に努めてまいりたいと存じます。また、専門職後見人においては、選任後スムーズに支援を開始できるよう、支援者向け手引きにポイント等を記載いたしましたが、実際の現場ではどのような形で取り組んでいるのか、現状を把握してまいりたいと存じます。

以上のことから令和6年度の取り組みのポイントを挙げますと、1つ目は権利擁護支援を検討する場に、中核機関としてどのようにかかわっていくべきか。2つ目といたしましては、市民の身近で支援に当たる一次相談窓口の職員に必要なスキルの習得という部分で、まずは成年後見制度を正しく理解することから始まり、権利擁護支援における切れ目のない支援方法やチームでの意思決定支援など、様々な場面で共通理解が必要となります。そのために、どのような研修や体制整備が必要かということがポイントになるかと思っております。

来年度も引き続き皆様からご意見を頂戴し、本市の権利擁護支援体制に反映していきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。説明は、以上です。

○会長

ありがとうございました。

以上の説明と内容につきまして、質問・ご意見等、皆さんのほうからございますでしょうか。

そうしましたら、ポイントが今、最後に事務局から話がありましたけれども、1つとして次年度のポイントとしては、ここに書いてある「利用促進機能」のところの、「c」というところですかね。「ケース会議に専門職の派遣を検討」というところかと思いますが、まだ意見が出た段階ですので、これから様々な調査とか必要になると思うんですけども。実際に、仮に派遣するということになった場合に、実際現場で直接支援に当たっていらっしゃる側の皆さんのほうから、「こんな視点からアドバイスが欲しい」ですとか、「こういう会議の場に派遣してほしい」とか、そういったようなご意見なり要望等がありましたら、ちょっとご発言いただきたいんですけども…。

○委員

今年度はなかなか…ちょっとほかの県のほうの会議と被ったりして、なかなかこの協議会に参加できなくて、ほんとに申し訳ありませんでした。私も、もちろん資料等はその都度拝見させていただいてきております。

今、会長がおっしゃったケース会議というところは、ほっとねっとのような、そういう生活支援を行っている現場の相談員や支援員にとっては、一番わかりやすい…。その成年後見制度に直接的に触れることというのは—例えば、もちろんこういうマニュアルですとか、あるいはこういう手引きですとか、そういう紙面とかで情報を得たり学んだりすることももちろん大事なんですけど—それ以上に、結構ケースワークを主にしている支援員は、私もそうなんですけれど、直接的に体で感じるほうがすごく伝わりやすいというか、あるいは学びやすいというんですかね。

わかりやすく言いかえると、ケースを通じて学ぶことが非常に…。ケースワークを通じて学ぶことは、成年後見制度に限らずいろんな法律や制度に関してということが多くて、直接何か課題に突き当たったときに、その相談者だったり、相談者のご家族だったりと一緒に考えるみたいなスタンスをよくとらせていただく中で、成年後見制度に関してもそういうケースとともに、一緒に学んでいくみたいなことがほんとに多いものですから…。そういう意味で、まさにケース会議に参加する中で—まあ、どういう形、どういうメンバーでというのはあると思うんですけど—恐らくイメージ的には、中核機関が必要なメンバーを招集してみたいな形になるのかと思うんですけども…。

いずれにしても、そういう会議体のときに、私はその後の、成年後見制度を利用したあとの後見人と支援者との役割だったりとか、あるいは逆に言うと、後見人が選任されたあとの本人に対するリスクみたいなものも含めて、そのケースに応じた課題の共有みたいなところは、かなり具体的な話し合いができるのかなと…。そういう意味では、生活支援をするものとしては、その成年後見人が付いたあとの支援のあり方というところの見立てが、明確に予想しやすくなるのかなという…何ですか、強みと言うんですかね。そのメリットを感じるという感じですかね。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

どちらかというと今までの議論の中では、成年後見の申し立ての前の段階で、専門職にある程度入ってもらって意見をもらうということを念頭にして、議論をしてきたところではあるんですけども。今の委員の指摘だと、例えばその後見人が付いたあと、専門職じゃない後見人が付いている事案とかで、そういった役割、交通整理の場でも、そういった意見がもらえたらという意見だったかなというふうには思います。ありがとうございました。

例えば、同じ支援者側という意味では、ケース会議の話だと包括なんかも結構かわる機会が多いかと思うんですけど。どういう場に専門職が来て、どう立場から意見を言ってもらいたいかな…みたいなものがありましたらお願いします。

○委員

包括の場合ですと、まず最初の相談という形で申し立てをする際に、いわゆる親族がなかなか力になってくれないだとか、あと金銭的なものもあったりして…。どういう形で申し立てをしていこうかといったところが1つ、悩みどころとしてありますので。当然そこに関しては、1人でというよりは、包括のスタッフ複数で考えつつやっていくのですけれども…。そういった中で、なかなかうまくいかないケースなんかは、ちょっとアドバイスをもらえたらいいのかなというふうに感じるときはあります。

それだけ、やっぱり家族関係が希薄になっていたりだとか、あとはやっぱりそうですね、生活保護の方や、それに近いような金銭的にちょっと厳しいような方もいらっしゃるので、だれにその申し立てをしてもらうかとか、だれに後見人になってもらうかとか、そういった手続き上で悩むところはあるかなと思いますので。そういったときに、ちょっとアドバイスをもらえれば助かるかなと思っています。はい、以上になります。

○会長

ありがとうございました。

あともう1名。一応この議論の中では、日事のほうがスムーズな移行という形で、例えば社協さんのほうの日事の中のケース会議の中で、専門職を派遣したらどうかみたいな議論が出てきたかと思うんですけど…。ちょっと繰り返になってしまうかもしれないんですけど、何かご意見とかご要望があれば…。

○委員

ケース会議の場で、例えば日常の契約者で判断能力が落ちてきた方。判断能力が落ちてきて、私たちのほうで、もしかしたら後見制度に移行していったほうがいいんじゃないかというのを、関係者間でケース会議の場で共有させていただいたときに、日常生活自立支援事業と成年後見というの

が、必ずしも明確に対象が分かれているものではないので、関係者の方から、「まだ日常を使えるなら、無理に後見に移行しなくてもいいんじゃないか」というようなご意見もいただくことがあるのですけれども…。

とは言え、今後の本人の生活だとか、財産状況だとか、いろんな側面で成年後見制度に向けて進めていったほうがいいのかというのはいらっしゃるので、専門職の方の派遣で、そういった場に参加していただいたときには、第三者の視点というか、私たち日常側の意見だけでなく、第三者の平等なとか…。そういう視点で、日常のほうがいいのか、それとも後見に向けて進んでいったほうがいいのかという、関係者間で方向性を統一できるようなご意見とか知識とかをいただくと、すごく助かるなというふうに思います。以上です。

○会長

ありがとうございます。

日自のほうと後見制度の棲み分けというのですかね。そういったところというのは、今まで日自を継続してきた後見に移行になってくると、本当に切りかえがいいのかどうかも含めての検証というのが必要な場面だと思いますので。そういったところで、後見側のほうで専門職の意見を言ってもらおうというのは、確かに有効なのかなと思います。

あと、先ほど委員がおっしゃっていた実際のケース。家族とかの関わりの中で言うと、恐らく親族間で対立がある、いわゆる困難ケースですとか、本人と親族の意見が違っている事案だとか…。進め方とか、そういったところについても、専門職のほうアドバイスできる余地はあるのかなというふうに感じております。

まだまだ、どのように委員を派遣するかという意見というか、中核としてやるのかどうかも含めて、まだまだ議論が必要なところなのかなと思いますけれども、この点について何かご意見とか、ご質問でも結構なのですけれど…。

○山谷氏

私が今、就業している常盤平圏域ではケアマネージャー向けの研修会など開催しております。一次相談窓口の職員のスキルアップというのは、必要だと思います。利用者や家族に一番身近な、ケアマネージャー向けの研修会のときに専門職の方に来ていただいて、成年後見制度の理解、利用を促進するための取り組みができればいいのではないのでしょうか。研修会に出たケアマネージャーが、「そういえば、成年後見制度があったな。ちょっと家族に勧めてみようかな」など、情報提供ができるような形になれば、利用が促進されるのではないかと思います。次年度でも結構ですので、研修会へ専門職を派遣していただけるようなことを検討していただければと思います。

○会長

はい、ありがとうございました。

貴重な意見かなと思います。なるべく研修で、どういったところで充実させていくのがいいのかというのが課題としてあるという話をしたと思いますので、その中の1つで考えてもいいものかなと個人的には思いましたけれど、事務局のほうはいかがでしょう。

○事務局

ご意見をいただきまして、ありがとうございます。

確かにそれぞれのケース会議の場に限らず、専門職の方というか、ケアマネさんだったり、一番市民に近い立場の方々にまず知っていただくというのは、かなり重要なことかなと感じております。実際に今年度の講演会も、ケアマネージャーさん等には出席いただけるように周知はさせていただいたのですが、なかなか平日の日中の時間帯というところで、参加も難しかった部分がございますので…。そのあたり、来年度に関しましては、また講演会の実施方法だったり、専門職の方々の派遣につきましては、ご意見をいただきながら検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。

そうですね。今、事務局からもありましたけれども、研修会というのをこちらがセッティングして、そこに来てくださいねと言うよりは、多分、既存の研修のところに派遣して話をさせていただくほうが、参加するほうとしては参加しやすいのかなというような印象も受けました。どちらかという、研修会を開いて、それにどういうふうに来ていただくかみたいなことをどうしても考えていたのですが、それもやりつつですけど、そういった既存のところに派遣するというやり方も、1つの方法かなと思いました。

今、ちょっと研修の話になったので、そっちの流れの意見もいただきたいのですが…。スキルアップという話が先ほどから出ていて、いろんな広報として、地域の皆さんに後見制度を知識として浸透させていくというのと並行して、一次相談窓口のスキルアップというところも課題としてずっと挙がっているところなのですが…。どういった方法で——既存の研修に派遣という方法もありましたけれども、それ以外に例えば専門職の側から見て、こういう研修体制を構築したらいいんじゃないかとか、こういう内容をやったらいいんじゃないかみたいなところが、もしご意見としてあれば、いただきたいのですが。

例えばこういう形の研修をやったらいいんじゃないかみたいなものがあれば…。または実際に「こういうのをやっていたりするよ」とかあれば、ご紹介できる範囲で結構なのでお願いいたします。

○委員

あまりいい考えは、今は浮かばないのですが、リーガルで講師派遣している件は、やっぱり市から依頼があって派遣する、社協さんから依頼があって派遣するというのがほとんどです。

こっち側から何か企画して開催するというのは、県単位の成年後見の広報のイベントなんかではありますけれども、なかなか地域の単位でこちら側から企画して行うというのは、現状でほぼないんじゃないかと思います。すいません、なかなかいいアイデアが浮かばないですけど…。

ただ、我々が後見に就任して、一番頼りにするのってケアマネさんなんですよ。ケアマネさんがご本人の状況を一番把握していらっしゃるんで、ケアマネさん向けに制度のお知らせとか、研修といいますか、成年後見の有用性をお伝えできる機会があれば、必要としている方により届くのではないかと思います。

○会長

ありがとうございました。

あとは、例えば実際に後見相談室とかへ相談に来る中では、実際に支援者と一緒に相談に来るといふ事例というのも多いかと思うのですけれども。そういったものを通して、「こういう研修をやったらいいんじゃないか」みたいな意見があれば、お願いします。いかがでしょうか。

○委員

ご質問よりも若干ずれると思うのですけれど、まず1つ。先ほどおっしゃったのは、ケアマネの方々が市民の方にもっとも近いということで、その方々に成年後見制度の意義を、もう少し浸透させる必要があるということについて、私も大賛成です。いろいろ日常的にやっていく中で、ケアマネの方々が「成年後見制度は害だ」というふうな意見を持っている方も案外多いですよ。なので、そこは誤解があるので、もう少しケアマネさんを対象にした理解を求めるといふ研修会といいますか、学習会といいますか、そういうのは本当に必要だろうというふうに思います。

専門職の方々が講師としてお話をする際に、1つ注意をしていただくように喚起してもらいたいのは、何が何でも成年後見制度を利用するべきだという発想は間違いだと。そこはやはり、きちんと筋を通しておかないと誤解を招きやすいのではないかと…。「必要な人に必要な制度だ」というような言い方になって申し訳ないけれども、そういうことで。判断はもちろん慎重でなければいけないけれども、判断は果敢にやらなければいけないという、そういうところがある制度だろうというふうに思います。

なので、専門職の方も含めてですが講師の方は、やはりこの制度は利用促進法に基づくものなので、利用促進という方向で力を入れやすいけれども、制度の意義ということをしっかり考えていったときには、何が何でも利用するべきだというものでもないんだということは注意しておかなきゃいけない。専門職としては、注意して講師活動をしなきゃいけないというふうに改めて思っております。

それから、それぞれの専門職から設定するというのは、やはりちょっと組織としては難しいというふうに思います。私は弁護士なので、弁護士会のほうの組織の特性ということから考えますと、弁護士会で何かするといつても、結局、お勉強会的になっていくわけですし。そういうのはあまり、その制度で必要なのかというよくないと思うので、むしろ市が、この会議を中心にしてさまざま

な工夫された学習会だとか講演会とかをされていらっしゃるの、そこに我々専門職は積極的に協力していくと…。

積極的に協力する際に、話す内容についてはやはり慎重にと言いますか、しっかりと理解を求め。「本当の意味の権利擁護とは、そもそも何ぞや」というあたりの理解を求める工夫が、講師の側に必要になっているんだというふうに思います。そこで、集中した意義のある講演会等を組み続けるということが、必要なのではないだろうか。そういうふうに最近思っているところでございます。

私としては、今回の5年度の総括的なこの報告を受けて、それなりに松戸市が全体的にレベルの高い仕事をしてきつつあるというか、きているというふうに思っておりますので、6年度についてもさらにアップされるという方向でのこの取り組みについては、非常にいい方向でやってもらっていてありがたいなと思っておりますが、先ほど言ったようなところを注意していかなければいけないとは思っています。

ちょっと、ついでに言わせていただきますと…。利用促進の日常生活自立支援事業の問題は、非常に難しい問題だというふうに思っております。移行すべき…つまりこの制度から、成年後見制度を利用しなければいけないケースだなと思ったときに、それを思う、それを判断する人たちは専門職が必要なのかと言われたときには、やはりまた先ほどの手引きをきちんと活用していただけるように、社協のほうにもお願いしたほうがいいたろうと…。そこに専門職が入ることが、意味のあるものかどうなのかはよくわかりませんが、少なくとも専門職が入ったうえで作り上げられたこの手引きを、しっかりと活用していただくというほうが、まず先ではないかというふうに思っております。

スムーズに移行したいケースというのはあるんですけど、スムーズに移行したいけれども移行が進まないというのは、ほぼ成年後見制度への誤解があるケースが多いというふうに、この自立支援事業にかかわっていて本当にそのように思っていますので、やはり広報活動の重要性というのは、非常に年を重ねるごとに強く思っているところです。なので、市のほうがこういう巡回だとか講演会だとかを積極的にやられていくことを、ますますお願いしたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○会長

はい。今の委員の意見、重要だったかと思えます。やっぱり広報というところも、正しい広報の仕方と言うんですかね、しないとやっぱり理解は得られないだろうというところのご意見をいただいたかと思えます。ほかにもございますか。

○山谷氏

今、委員が、講師で注意すべき点というところでおっしゃっていましたが、利用を促進することとは必要だと思います。先ほど人権のことについての発言がございましたが、意思決定の部分については、どうしても「支援者側が支援しやすいように」という方向に流れていくと思いますので、意思決定支援のことは研修に入れたほうが良いと思います。

○会長

はい、ありがとうございました。

今の話もやっぱり「この成年後見制度というものは何のためにあるのか」といったところについて立ち返った紹介・広報というのが必要だというふうに、改めて認識いたしましたね。

○委員

今、国のほうでも成年後見制度の見直し、第2期成年後見制度利用促進基本計画の中で、開始・終了等に関するルール、つまり我々は今まで、1回後見になると、もうこの人が亡くなるまでということであったんだけど、それについてはいかがかなという意見も多くて、スポット的に利用する…。

例で言うと、遺産分割とか。あるいは銀行の預金口座がなかなかできないとかということ。しかし、それで一たん後見制度を利用しちゃうと、ずっとというところがどうなんだという問題も提起されています。むしろスポット的な利用ということがあれば、さっきの日自から後見制度を一旦利用して、また日自に戻るというような形もあるのかもしれないので。その辺のことも見きわめながら、今後の方向というのを我々は考えていかなくちやいけないと思うんですね。

私どもの社会福祉士会のほうでは、支援者のための成年後見制度活用講座というのを、ずっともう10年以上やっています。まあ、参加されている方は30人か40人なんですけれども、行政の方とか、それこそ地域包括の方に参加してもらっているんですけれども…。ちょっと中身のカリキュラムがまだ変わっていないので、その辺のことも含めながら、やっぱり支援者に向けたそういう研修の機会をつくると。

さっきお話にあったように、私もケアマネをやっていたけれども、なかなか日中の時間帯に研修の場をつくるのは難しいんだけど。ただ、それぞれの地域包括で、結構、年に何回かそういう機会があるので、そこと連携してさっきの講演会も合体あるいは一緒にやるという形などの工夫なんかも、これからしていったらいいんじゃないかというふうに思います。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

今のも、研修の持ち方みたいなどころでの貴重な意見だったかなと思います。

そのほかですね、全体としてで構いませんけれども、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、議題については以上にさせていただきます。最後に、オブザーバーでお越しただいております千葉家庭裁判所松戸支部から、一言いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○オブザーバー

今、委員のほうからお話がありましたとおり、今後、成年後見制度をスポット的に利用するとか、そういう大きな変化が今後あるかもしれませんが、現状としては、やはり後見人の担い手不足というのは、すごく大きな問題だなと感じております。他の自治体にも呼んでいただくことがあり、「市民後見人の養成に力を入れ始めています」というお話をよくお聞きしますが、ただ、養成講座を開きまして、ある程度参加者がおられても、その受講後に「市民後見人となることを希望しますか」と聞くと、やはり希望する方はほとんどいないというようなお話も聞いております。

その中で、今日いただいた資料やお話の中で、「市民後見協力員の養成」というのが——これは、ほかの自治体でもよくあることなのか、把握できておりませんが——とても興味深いなと思えました。やはり経験を積まないと、なかなか次のステップに行けないというのもおありかと思えますし、そういった点で活動の場を広げるということを検討されているということなので、そこについてはとても興味深く思いました。今後とも、どうぞよろしくお願ひします。

○会長

ありがとうございました。

本日の議事は、以上で終了いたします。事務局に司会をお返ししたいと思います。

【4 その他】

○事務局

会長、ありがとうございました。

令和5年度の松戸市成年後見制度利用促進協議会は、本日が最終回となります。本来であれば地域包括ケア推進課長よりごあいさつ申し上げるところですが、所用により欠席のため、代わりに地域包括ケア推進課長補佐より、皆様へごあいさつ申し上げます。

○地域包括ケア推進課 課長補佐

皆様、いつもお世話になっております。今ご説明のとおり、課長のほうが出席しましてごあいさつさせていただくところですが、本日欠席のため、代理であいさつのほうを代読させていただきます。

皆様には日ごろから、本市の成年後見制度関係施策に多大なるご協力・ご支援いただき、心より感謝申し上げます。

さて、本市においては令和2年度に、成年権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関を立ち上げ、今年度からは本市とNPO法人成年後見センターしぐなるあいずへ委託しております松戸市成年後見相談室にて、機能分散型の中核機関として、支援体制の構築を行っているところでございます。

今年度は、松戸市成年後見制度利用促進協議会を5回開催いたしました。国の計画に基づき、広報・相談・利用促進・後見人支援の4つの機能別に議題を設定し、毎回委員の皆様から貴重なご意見を頂戴し、活発な議論を行い、新たな取り組みにつなげることができました。この場をお借りし

て感謝申し上げます。

その中でも、今年度開始しました成年後見制度地域巡回講演会・個別相談会においては、三師会の先生方に多大なるご協力をいただき、市内15カ所で開催することができました。他にも「支援者向け手引き」の改正や、各関係機関にご協力いただき、チラシの配下やポスターの掲出など、いくつもの施策が実行できたことは、非常に大きな成果であると感じております。

中核機関を立ち上げて丸4年が経過し、権利擁護支援の体制が整備されつつありますが、それとともに課題も明確になってきたと感じております。また、地域共生社会の実現に向けて、市で開催している地域ケア会議や虐待防止ネットワーク等の権利擁護に関するさまざまな既存の取り組みと、有機的な結びつきを持っていきたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本事業を進めていくにあたり、至らぬ点が多々あったかと思いますが、皆様のおかげで令和5年度に予定しておりました協議会を無事に終えることができましたことを感謝申し上げます。皆様のご貴重なご意見を、今後も事業に反映していきたいと考えております。1年間、ありがとうございました。

【5 閉会】

○事務局

先ほどもご説明いたしましたとおり、令和6年度の協議会につきましては、年4回の開催を予定しております。次回、本協議会の開催は、令和6年5月21日火曜日・午後3時からとなります。場所は本日と同様、松戸市役所新館7階大会議室にて予定しております。詳細につきましては、追ってご案内させていただきます。

以上を持ちまして、『令和5年度 第5回松戸市成年後見人制度利用促進協議会』を閉会いたします。皆様のご協力に感謝申し上げます、本日はご多忙の中ご出席いただき、まことにありがとうございました。

(以上)